

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和3年7月7日（水）15:00～17:04

2. 出席者

【顧問】

河野部会長、阿部顧問、岩田顧問、川路顧問、河村顧問、近藤顧問、鈴木雅和顧問、
中村顧問、平口顧問、水鳥顧問、山本顧問

【経済産業省】

江藤環境審査担当補佐、野田環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、
萬上環境影響評価係長 他

3. 議 題

（1）環境影響評価方法書の審査について

- ① J R 東日本エネルギー開発株式会社 （仮称）福井藤倉山風力発電事業
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福井県知事意見の説明
- ② ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 天井山風力発電事業（仮称）
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、山口県知事意見の説明
- ③ 株式会社イメージワン （仮称）会津若松みなと風力発電事業
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福島県知事意見の説明

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価方法書の審査について

- ① J R 東日本エネルギー開発株式会社「（仮称）福井藤倉山風力発電事業」
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福井県知事意見について、質疑応答を行った。
- ② ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「天井山風力発電事業（仮称）」
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、山口県知事意見について、質疑応答を行った。
- ③ 株式会社イメージワン「（仮称）会津若松みなと風力発電事業」
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福島県知事意見について、質

疑応答を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) J R 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称) 福井藤倉山風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福井県知事意見＞

○顧問 それでは、始めさせていただきますが、本日の1件目、J R 東日本エネルギー開発株式会社と、それからコンサルは日本工営です。福井藤倉山風力発電事業の方法書について、早速意見の交換をしたいと思います。

最初に、造成関係の先生のQ 1 等に関係ありますけれども、拡大図面を出していただいて、既存の道路と開発予定の元々の風車設置予定範囲というエリアとちょっと見させていただいているのですが、どうも改変想定区域と既存道と重なっているところが少ないようなイメージなのです。ほとんどのところが新設道路になるのかというイメージなのですが、それでよろしいでしょうか。まずその点からちょっと事業者の方、説明をお願いしたいのです。

○事業者 J R 東日本エネルギー開発です。説明をさせていただきます。

事前にやり取りをさせていただきました資料ですと、対象事業実施区域というところで、2 ページ以降にお示しをしております。こちらのエリアの方に既存林道ということで、この図中でいいますと青色の林道が走っているような状況でございます。その林道を活用するような形で、それぞれ今青丸でお示しをさせていただいています風車に道路を結び付けるようなことで、今想定をしております。一部この既存林道から若干離れた地点もございますが、例えば4 番、5 番です。この辺りは少し離れておりまして、当然明確な林道は青いところになるのですけれども、そういった既存の道路を使いながら、一部は新設で取付道路という形になろうかと今考えているところでございます。

○顧問 それは分かるのですが、既存の林道。例えば図1.1、2 ページの図で、下の方から事業実施想定区域の中に入りますよね。入ったときに改変想定区域のセンターを既存林道が通っているわけではないので、これだとほとんど新設に近い道路計画というイメージを受けるのですが、いかがでしょうか。

○事業者 今おっしゃっていただいたのが、ちょうど今青い既存林道が通っていますけれども、そことオレンジ色の風車の事業実施想定区域との重なりが外れているといった御指摘でしょうか。

○顧問　　そうです。

○事業者　　承知いたしました。今オレンジ色の範囲は計画のかなり前段で尾根の辺りを
つなぐような形で設定をしております、その中のどこかに風車を立てられないかと検
討を進めたところでございます。確におっしゃっていただいているとおり、一部林道
から尾根の部分が外れるところがありますけれども、そちらにつきましては林道と風力
発電機の設置予定区域を結ぶような形での取付道路が今必要になろうかと思っておま
す。

○顧問　　ちょっとよく分からないところがあるのだけれども、既設の林道をできるだけ
活用して、改変は少なくする必要があるのではないかと思います。

○事業者　　承知いたしました。

○顧問　　造成関係の先生、いかがですか。

○顧問　　要するに風車と風車の間は、多分工事用道路がつながらないと風車も運べない
でしょうから、それはほとんど全部新設になると思うのです。その場合、全部切土にな
るはずで。それによる残土量とか、この尾根の地形では場内で処理できると思えない
ので多分場外搬出か、土捨て場をどこかに設ける。ただ、土捨て場を設けるとしても、
谷埋め型の地形がないので斜面上に盛ることになるので、多分それも結構危険という、
いろいろなことが想定されるのですけれども、今現状いただいた図面ではその辺がほと
んど読み取れないので、例えば風車と風車をつなぐ間に重要種があるかないかとか、そ
の場合、植生調査地点の設定が妥当かとか、その辺も全然今の段階では言えないです
よね。その辺を含めて、準備書では相当注文がつくということを理解していただいた方が
いいと思います。

○顧問　　事業者、よろしいですか。

○事業者　　承知いたしました。

○顧問　　先生方でいかがでしょうか。ちょっと事務局にお願いなのですが、よろしいで
すか。Q13で近隣の他事業の様子を、20万分の1の図を出してくださいというお願いを
したもので、元の図が16万分の1とか18万分の1でほとんど変わらないのですけれども、
一応今までの経緯からすると大体20万分の1の図を出していただいて、図郭の中に納ま
るものを提示していただくようにしてきていますので、事業者サイドで、20万分の1で
一度整理をしていただいて、なおかつ拡大する必要があるれば、例えば7万分の1とか10万
分の1というのを追加で出す。そのようにしていただきたいと思いますが、事業者によ

っては7万5000分の1くらいの図面を出して、周辺には何もないと。他事業がないとかという表現もありますので、一応渡り鳥との関係とかいろいろ見たいこともあって20万分の1を基準にしていますので、基準にしている細かい規定はないでしょうけれども、一応20万分の1くらいを基準にしてと考えていますので、その辺ちょっと統一していただきたいと思います。

○経済産業省 はい、20万分の1でございますね。承知いたしました。

○顧問 先生方、いかがですか。動物関係の先生、どうぞ。

○顧問 補足説明資料の36ページで一般鳥類定点センサス法についてというのを質問したのですが、ちょっといじわるな質問のように思われるかもしれませんが、調査方法の中で任意観察法というのが丁寧に書かれていて、それにプラスするところの定点センサス法と書いてありますが、大体内容はほとんど同じようなというか、極端な話が任意観察法を丁寧にやって、途中で30分でもとどまって観察すれば、定点センサスになるのではないかと思います。それで回答の方では、環境区分ごとの鳥類の利用状況を把握と書いておられますが、それも任意観察法で丁寧にやれば、それぞれの環境区分のところで観察できるわけで、例えば方法書の中での方法論でも任意観察法は生息種及び生息状況を確認すると、調査を早朝から昼間に行うと書いてあるわけで、どこが違うのかというのが、この回答でも分かりにくいのです。

○事業者 日本工営です。基本的には環境ごとに定点を設定して、あらかじめ設定したところの環境の生息状況を把握するために定点調査をさせていただきます。任意調査につきましては、それで押さえ切れない移動中ですか、季節ごとに必ず通らない可能性のある場所もありますので、それ以外の定点で把握できないところを把握するというのが主観かと思っております。

○顧問 それでしたら逆ですね。定点センサス法が先に出て、最後の方に任意観察法が出てきて、それで定点センサス法だと、いわゆる定性的な観察ではないということを強調するのであれば、定点センサスという名の示すように大体観察範囲をどれくらいで、ちゃんと定量的に解析するのだということを明記した方がいいと思います。いかがですか。

○事業者 表現について誤解を招くようなところがあるので、ちょっと修正を検討させていただきます。

○顧問 私見ですが、わざわざ定点センサスとか言って、そのセンサスの結果を、

今までのアセスで重要視してそんなに使った例は余りない気がします。そこをあえてセンサスを一生懸命やる必要があるのかと思うのですけれども、そちらは絶対やらなければいけないという使命感に燃えてやるのでしょうか。

○事業者　難しいところですが、使命感といいますか、環境区分ごとに網羅するというところを、お示しするためにというところがあるかと思います。

○顧問　アセスの方法論ですけれども、いわゆる鳥類相を明らかにするというのを最初に掲げていて、それから重要種については、その生息状況をしっかり把握するということになっているのです。そうすると鳥類相以外のもので定量的な解析をして、ちゃんと予測評価に用いているかという、なかなか用いていないのです。その辺のところをもしやられるのだったら、定量的な解析をしっかりと利用するように準備書以降で心がけてください。

○事業者　ありがとうございます。

○顧問　今の先生のセンサスの使い方なのですが、現実的にはなかなかセンサスのデータを使ってどうのこうのという解析に踏み込んだ例はほとんどないですけれども、基本的にはセンサスで生息密度とか、そういったデータを取っておいて事後のデータと比較をするときに、生息密度の変化などを把握するのには使えると思います。それから多様度の解析をするときには、やはりセンサスのデータが必要になってくるのですけれども、多様度の解析をやられているケースは少ないですが、いずれはそういったことも考える必要が出てくるのではないかと思います。

○顧問　もしセンサスをやるのであれば、それはそれできちんとした調査をしてほしいわけです。分かりますか。だから、後にも先にも利用できるようなデータをしっかり出すのだったら、私は、文句は言いませんが、ただやりましたというだけの調査はやめてほしいというだけです。

○顧問　確かに、そのとおりだと思います。できるだけデータとして使えるように、定量的なデータをしっかり取るなら取るということをやっていただきたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。生物関係の先生。

○顧問　動物関連だったのでついではと思ひまして、事前の意見は出していなかったのですけれども、確認だけしておきたいと思ひましてちょっと質問させていただきます。一般的な方法書の調査内容としては、普通にカバーはできていると思うのですけれども、鳥類の方は一般的なセンサスとか、あるいは猛禽類の調査、渡り鳥の調査となっている

のですが、この方法書の特徴として、第3章のところにコウノトリの記述が結構たくさん出ていると思うのです。55ページ、59ページとか、その辺りだと思うのですけれども、何となくコウノトリがこの辺にたくさん確認されていますよと書かれて、そのまま特にその後何も言及されずにいってしまっているのです、その辺りがどうなっているのか非常に気になるところです。山の方だから余り関係ないということなのかもしれないですけれども、これは野生復帰で放鳥されたものですけれども社会的にはそれなりに目立つ重要なものだと思います。当然重要種の中で捉えていくのかもしれないですけれども、そこを飛び回っている個体が確認できるわけでもないと思うので、既存の情報をよく整理して、事業の影響がほとんど及ばないのかどうなのかはどこかに示していただかないと、何となく第3章で、この時期コウノトリが多いですよといって、そのままになってしまうと準備書で、あれ、どうなったのというような感じになってしまうので、その辺は事業者の方でどうお考えなのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○事業者 JR東日本エネルギー開発です。御指摘いただいたとおり、55ページ以降にコウノトリの情報を入れております。こちらの方は福井県、それから越前市、係ってくる自治体からもいろいろ話を聞きながら、この辺りは検討を進めていたところです。先生がおっしゃったとおり、そんなに数が多いものではないのでどこまでを調査でつまびらかにできるかはこれからというところでありますけれども、地元、それから自治体でもこの辺を調査しておりますので、その辺りとしっかりと連携を取って、出てきた結果について準備書でお示しをしたいと思っております。

○顧問 この辺りは必ずしも現地調査ということにこだわらずにヒアリングとか、そういった調査結果も含めて影響がないのであればないと。多少何か考えられるのであれば、その辺りを準備書の結果でまとめていただくことが重要だと思いますので、御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 水関係の先生。

○顧問 補足説明資料の18番についてお聞きます。私の方からは、対象事業実施区域内に取水施設が1か所、それから水質調査地点より上流側に2か所の取水施設があるので、これらの場所について併せて調査、予測評価をしてください、とお願いをしました。その結果として取水施設の上流側に水質調査地点を設けることを検討します、ということのお答えをいただきました。これについては、そのようにお願いしたいと思いますが、

知事意見の方でも、対象事業実施区域内に取水施設があるということで、地形改変及び施設の存在を影響要因に加えること、という意見が出ています。影響要因に加える、加えないは別にして、対象事業実施区域内の奥野々の取水施設は、恐らく道路改変区域と隣接していると思います。ですから、水質調査地点の設置の如何に関わらず、取水施設に濁水の影響が及ばないように十分配慮した計画が必要だと思うのですが、事業者はどのようにお考えでしょうか。

○事業者 JR東日本エネルギー開発です。まさにアセスとはまた別の観点になるかもしれないですけども、御指摘のとおり、当然ここで取水をしているところに対して影響がないように事業計画もしっかり検討していきたいと思っております。

○顧問 よろしく願いいたします。

○顧問 ほかにいかがでしょうか。騒音関係の先生、お願いします。

○顧問 騒音関係ですけども、工事計画とか設置計画がまだ未定という状況の中での方法書なので、幾つか質問しても余り答えられないだろうと想像はするのですが、一応ちょっと聞かせていただきたいと思います。方法書の314ページを見えています。これは大気環境の調査位置を示した図になっているのですけれども、このうちの資材を搬入するルートはどうなっているかというのがちょっと知りたくて、質問させていただきたいと思います。

まず、沿道調査地点1番というのがあるのですけれども、この1番というのは敦賀市の方面からやってくる国道8号線沿いではないかと見えています。そうすると福井港の方面、つまり北側からは資材の搬入はないのかと思っているのですけれども、まずこれはいかがでしょうか。

○事業者 今私の方も314ページを見ながら確認しています。まず大きな部材につきましては国道8号の方、北から南下するような形で持っていこうとしているところでございます。それ以外の細かいコンクリートですとか、そういった部分についてはまさに検討中なところでありますけれども、今事業実施想定区域というところで、黒で囲ませていただいた線によろよろとついている部分が入り込める林道と考えておりまして、そこに至る道を工事用車両走行ルートとしては使うと考えておりますので、その辺りを網羅するような形で工事用資材等の運搬に係る騒音、振動の調査地点を設けているような状況でございます。

○顧問 大体網羅的にポイントは押さえてあるだろうと想像したのですけれども、確か

に大型の部材というものは福井港方面から運んでくるルートは示されていましたが、今おっしゃったコンクリートとか、大型車ですか。こういうものの影響を見るためには、1番の場所よりもう少し北側に設けないといけない。もし、そちらの方から大型車が来るとすれば、もう少し北側に調査地点を設けないといけないのではないかと考えていました。その辺はコンクリートの供給基地等が固まれば場所の再検討をしていただければいいのかと思っています。これはよろしいですね。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 同じく県道207号線、下の方です。南の方。県道207号線のところに沿道4番という道路騒音の調査地点があります。これは東の方からやってくるルートになっているのですが、大型車が東の方から県道207号を走って行って対象事業実施区域の林道に入ってくるのを想定していると思うのですが、一方、県道207号は敦賀市の方からも延びてきていますよね。この図ではほとんどトンネルにはなっていますが、こちらの方から大型車を使って、南側の入り口から入ることはまだ検討していないということでしょうか。

○事業者 御指摘のとおりでございます。今は東側の方から今庄とか、その辺りの方から資材を運ぶような想定で調査地点を設定しております。

○顧問 あと一般国道305号線には3番と2番という調査地点があるのですが、特に3番の地点というのは北陸自動車道経由で何か通勤の自動車とか、そういったものがやってくるルートなのかと思って見ていますけれども、それでよろしいでしょうか。

○事業者 そういったものもあろうかと思っております。

○顧問 まだ何も分からない状態のところ聞いて、失礼しました。計画の熟度が上がれば、この地点については十分見直して適切な場所に設けていただければと思います。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。水産関係の先生、何かございますか。

○顧問 私から特に追加の意見はありません。

○顧問 魚類関係の先生、ありますか。

○顧問 特にございませぬ。

○顧問 確か動物関係の先生の質問でヤマネの巣箱調査をしないのかというのに対して、樹洞調査で対応するという回答だったように思いますが、知事意見では巣箱調査をやるようにという意見になっていますけれども、この辺はどうされますか。

○事業者 日本工営です。そういったところも含めて、また専門家の意見も確認しながら調査方法を検討していきたいと思っております。

○顧問 あとついでですけれども、知事意見でシカの生息密度調査を実施することという注文がついていて、Q31にシカの糞のDNA調査についてというコメントを私が出したと思います。シカの糞とカモシカの糞、識別できる人はできるのでしょうけれども、実はなかなか難しいという意見もありますので、DNAを使った方が、個体識別ができて、シカの個体識別も出せますので、それから餌は何を食べていたというのも調べようと思えば取れるので、活用することを考えていただいた方がよろしいのではないかと思います。これについてはいかがでしょう。

○事業者 日本工営です。そういったDNAの実施がいろいろと今まで以上に技術が上がっていて、分かってくるところが多いというのも把握はしております。ちょっとこの辺も含めて実施の検討はしていきたいと思っております。

○顧問 よろしく願います。どうぞ。

○顧問 1つ、よろしいでしょうか。水の濁りについて、先ほどほかの顧問の方から大体言われたので同じような意見なのですけれども、Q27の御質問のところで、全体として検討地域の西側が、少し調査地点が粗いかと。なおかつ、取水地点もあったりしながら調査地点が粗いかと思ったので、西側を中心にして少し密に検討してほしいというお願いはさせていただきましたが、実際に中に入れるのかどうか。ちょっと分からないので、その辺の感触を教えてくださいたいことと、それから先ほどほかの顧問の方からありましたように、近くに2、3個取水点があるということで、機会があればどんな地域のところに取水点があるのかを、参考のために写真でも見せていただくとイメージが分かりやすいかと思いました。

○事業者 日本工営です。西側のところはちょっと地点が、9と10の間が空いていたりとか、御指摘を踏まえて、また最新の計画を踏まえて地点設定について検討させていただきます。また、折を見て実際の取水口等、私たちも住民の方の聞き取りも含めて写真を撮りに行ったりとかして、情報を入手するようにいたします。よろしくお願いいたします。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。私からちょっとしつこいようではありますが、環境類型区分ごとに調査点を複数点、3点以上設けてくださいよと。定量性を担保するためには、そういう必要性がありますよと。最低限3以上設けてくださいという意見を出

していますが、回答では多分38とか46に関わるところなのですが、細かく記載されているところを見ると、例えば草地でも畑雑草群落が2つに、ススキ群団というように、ちょっと大分毛色の違うものを3つにカウントしているところがあります。この辺は厳密に言うところとちゃんと分けなければいけないのではないかと考えていますけれども、その辺、調査のデータをどのように扱うかによってはちゃんと調査点数をさらに配分して、点数を増やす必要があると考えます。

○事業者　日本工営です。私どもで今類型区分として大きく分けさせていただいた中に、さらに細かく見ると確かにススキ群団とか、畑雑草群落というのは毛色が異なるというものもあると理解しております。現地の状況でススキ群団のところが本当に一部しかなかったりして、設定の時点で網羅するようにとしながらも、ちょっと地点数を多く取れなかった部分もあります。でも御指摘のところを踏まえて、毛色が違うものに関しては地点の変更や追加なども含めて検討していきたいと思っております。

○顧問　よろしくお願いします。そのほか、いかがでしょうか。改変区域が最終的にまだよく分かっていないところもありますので、尾根筋が大分改変されるのではないかとイメージになると、ちょっと幅広に調査はしておかないといけなくなってくるのかと思います。準備書の段階で手戻り的な意見が出ないように調査、あるいは調査点の配置については工夫が必要だと思いますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

特になければ取りあえず締めさせていただきますが、よろしいでしょうか。ではこれをもちまして方法書の議論は終わりにさせていただきたいと思います。事務局にお返しします。

○経済産業省　顧問の先生方、ありがとうございました。事業者におかれましては、今の御意見等を踏まえまして今後の準備書等に是非生かしていただければと思います。

それでは、これをもちまして福井藤倉山風力発電事業方法書、審議の方を終了させていただきます。

(2) ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「天井山風力発電事業（仮称）」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、山口県知事意見＞

○顧問　それでは、本日2件目、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、コンサルはいで、天井山風力発電事業の方法書について議論を始めたいと思います。この案件、造成関係の先生の質問に対して回答が出されていますが、1.1の拡大図面を出し

ていただいておりますが、ほとんど既存の道路がないということですよね。

○事業者 はい。

○顧問 ほとんど尾根筋に道路がないので、確か航空写真も出していただいておりますが、かなりの伐採になるのではないかと。改変と伐採とあるのではないかと思います。その辺を踏まえて調査点がしっかりと、尾根筋の両側に調査点を設けられているのでしょうかという確認をしたいと思います。

○事業者 今の御質問は、かなりの伐採範囲が図面から見てとれるけれども、それを踏まえた上での環境調査の調査地点を設定しているのかという御質問でよろしかったでしょうか。

○顧問 そうです。

○事業者 御質問に対しては、そのとおりです。

○顧問 そういう回答しか出せないと思いますけれども、基本的に非公開資料で結構ですから、風車の位置が決まれば大体のアクセスルートは線でもって示すことはできると思いますので、次の案件からはできるだけ補足説明資料等で、非公開で結構ですから、風車の位置と風車間を結ぶ道路のルートについては、新設、既設というような区分を踏まえた図面を出していただけるようお願いしたいと思います。

○事業者 承知いたしました。次の準備書以降でそのような記載をするようにいたします。

○顧問 騒音関係の先生、伐採量云々ということで質問されていますけれども、いかがでしょうか。

○顧問 大量に伐採されるというのは余り知らなかったのですけれども、伐採木の再利用をどうするのかということを質問しています。これは補足説明資料1.6ですかね。回答では、できる限り再利用したいと。場内で再利用する方針ですということで、それでいいだろうと思ったのですけれども、具体的に再利用するというのは、どんな利用を考えていらっしゃるのかをまず質問してみたかったのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 回答いたします。伐採木ですけれども、チップ化をして緑化の際に活用するなど、そういったことを考えております。

○顧問 分かりました。一方、廃棄物として出すことも考えられるのですけれども、その場合にはどれくらいの量を、どれくらいのトラックの台数で、どういうルートで搬出するかということも考えておいた方がいいのかと思っています。ただ、廃棄物といって

も、廃棄物発電という考え方をすると、それも再利用になるのかとちょっと最近思うようになったので、それでも有効利用になるのかというような気持ちを持っています。ですから、そのようなことで場内から搬出して、また別の意味の再利用することを考えられる場合には、搬出用のトラックの台数であるとか、ルートについても準備書に至るまでにはちょっと検討していただければと思います。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 次ですけれども、補足説明資料3.3、27ページをご覧ください。3.3で有効風速範囲を調べるための風況観測塔というものが必要なのですけれども、今回の風力発電機の設置予定地は全体として8 kmぐらいの設置範囲に広がっているということで、北方面の1か所で、それで代表できるのかという質問をしています。回答としては、風況マップでは大体どの場所も同じような風速分布となっているということで、1つでいいのだという説明になっています。

ただし、もう少し考えていただきたいのは、風況観測塔の情報はその辺りの風車のどの程度の範囲で回転するか、しないかを判定する材料になるので、北側で回転していても南側では回転していないこともあるということです。つまり、平均的な風速が一緒でも、同時性がなければ余り意味がないということを思っています。ですから、そういう意味で北と南の同時性という観点からすると、もう少し南の方も考えてみた方がいいのかと思っています。これは残留騒音を測るときに、その近くの風車が回っている条件かどうかということを判定する材料になるので、もう少し検討していただいて、北1点でいいということであれば、それでもよし。もうちょっと増やしておいた方がいいかということが結論として出てくるのであれば、南側にも風況塔を設けるのがいいのではないかと思いますので、今後検討していただきたいと思います。多分大気関係の先生も同じようなことを考えられていると思いますが、以上です。

○事業者 風況観測塔につきましては追加での設置も検討しておりますので、適切に評価できるように配置等検討してまいります。

○顧問 では、よろしくお願いします。

○顧問 大気関係の先生、おられますか。

○顧問 複雑地形ですと、いろいろ事業者の方が自主的に調べられていることで、大体1つの風況観測塔の代表範囲が2 kmぐらいだと言われていると思いますので、南の方でもやられた方がより確かであろうということはあると思います。

○顧問 関連して大気関係の先生、ほかに何か。

○顧問 では関連して、補足説明資料3.2で大気質の調査、予測についてお伺いしましたけれども、その中の3番で降下ばいじんの現在の量に関する調査は行わないのでしょうかという質問に対して、お答えとしては、現状の交通量が比較的少なく、かつ周辺に工場等の大規模排出源は存在しないことから現況値は非常に小さいとして評価を行いますと。そういう御回答だったのですが、それはそれでいいですけども、そういうところだと事業の影響は非常に目立つわけですから、よくやられるのが道路環境影響予測の手法に載っている1か月当たり、1km²当たり10tという基準値が使われることが多いですけども、その値は非常に大きな値なので、例えば同じマニュアルに浮遊粒子状物質に換算するとどうのこうのと書いてあるのですが、そうすると10t/km²/月というのは300μg/m³に相当しまして、環境基準を大幅に上回る量になるのです。多分環境保全措置を十分やっていたら、まず1t/km²/月を超えるようなことはないと思いますけれども、その辺を十分考慮して、しっかり環境保全措置を検討していただきたいと思います。

○事業者 10tは10tで1つの目安として活用することはあるのですが、それは別にともともと濃度の小さいところに対するインパクトという観点で、より効果の大きい環境保全措置の検討と実施に努めてまいりたいと思います。

○顧問 よろしくをお願いします。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。動物関係の先生、お願いします。

○顧問 補足説明資料の3.6、30ページ。これは前に別の事業でも質問したのですが、テリトリーマッピングは春の渡り期と、それから繁殖期にやるということで、春の渡り期のテリトリーマッピングは早目に繁殖を始めるもので、それを把握する。行うというのは考え方として分かるのですが、そうしたら、それらの鳥類については次のテリトリーマッピングでは記録しないということですか。それとも、次のみんな落ち着いた頃にやる。その場合、先のテリトリーマッピングの結果と違った場合はどうするのかという単純な疑問があるのですが、その辺いかがでしょうか。

○事業者 いであの大阪支社から回答します。御質問なのですが、テリトリーマッピングにつきまして現地調査の段階では、春の渡り期に記録した鳥類につきましても繁殖期、6月の調査でも記録は行います。取りまとめの段階では当然重複して記録される縄張りもあると思いますので、そういったところは総合的に勘案して、どのくらいの

テリトリーがあるのかを整理していきたいと考えています。

○顧問 なかなか難しいと思いますので、よく解析してください。

もう1つ、飛翔高度と対地高度の差なのですが、ここに二次回答で影響予測に使用する対地高度、地上高を算出するために標高を記録する必要がありますと書かれているのですが、要するにこの飛翔高度というのは、対地高度プラス鳥がいる位置が出てくるとのことなのですか。標高プラス何かが出てくるとのことですか。

○事業者 いであの大阪からお答えします。基本的には影響予測には地上高、対地高度を使うのですが、現地段階ですと標高も併せて記録しておくことで、基本的には調査地点からの高さが分かればいいのですが、少し離れたところを飛んでいる鳥ですと対地高度と調査地点から見た高度が一致しない場合がありますので、そういったところを補足するために標高を記録するというので、補助的に記録するのですが、基本的には影響予測では地上高を使うという整理になります。

○顧問 調査地点の標高から算出するということですね。分かりました。

では、もう1点、ほかの顧問の二次意見の中で風車設置予定地域内の設置点数が少ないことから、尾根筋を中心とした部分での調査点の追加が必要ではないかという御質問で、回答として、風車設置予定地域内の調査点については尾根筋を中心とした部分は樹林帯が多いので、代替地点として平地などの見晴らしのよい場所に調査点を設定していますという御回答なのですが、ポイントセンサスの中身として平地などの見晴らしがいいところだとすると、樹林の中でやると随分違う結果が出るような気がします。この平地などの見晴らしのよい場所に設定するという根拠は何でしょうか。

○事業者 見晴らしのよいという表現がいいのかちょっと分からないのですが、どうしても風力発電のための調査ですので、先ほど言った対地高度がある程度把握できるような地点という意味で、樹林の中でもある程度見通しのよいところということで今の調査地点を選んでいます。尾根筋を中心とした部分については任意観察といいますか、そういったところで、そこにすむ鳥類相を把握したいと考えています。

○顧問 これは尾根筋ではないところでの代替地点という意味ですか。

○事業者 そうです。尾根筋とは少し離れたところに地点を設定していることが多いのですが、そういった意味で置いて設定しています。

○顧問 いわゆる環境類型が尾根筋と一緒にある共通点しかないということですね。

○事業者 そうですね。環境類型区分では同じですが、少し尾根筋からはちよっ

と離れているところに今は設定していることになります。

○顧問 分かりました。それからここは山口県ですので、特に秋芳洞が近いですね。

その辺でかなり大規模なコウモリのコロニーがあると思うのですが、その辺のところは対象事業実施区域まで結構飛来してくるのではないかと思います。そういった今までのデータは結構あるのですか。

○事業者 コウモリの記録についてですけれども、調査範囲の付近でいろいろデータが取れているものは余りない状況です。

○顧問 秋芳洞で大規模なコロニーがあったら結構頻繁にコウモリがここまで飛来するのではないかと考えられますので、コウモリの調査は十分留意してやっていただきたいと思います。

○事業者 十分注意して調査します。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○顧問 知事意見の方で、景観について秋吉台のジオパーク。ユネスコの世界ジオパークを目指す活動を行っているので、十分な調査をやってくださいということなのです。風車の方の形状とか配置は考慮しますということなのですが、今回景観の方で設定されている地点については、また事業と比べると、このくらいかという感じはするのですが、事前にこういった活動をされているとなると、その辺りのところをきちんと意見を酌んでいただいて、そういった活動の支障にならないような十分な眺望点の数が取られているのかどうかは重要になると思うのですけれども、その辺りの意見交換なり確認は事業者の方で行われておりますでしょうか。

○事業者 行っております。ジオパーク推進課というところがございまして、何度か意見交換をさせていただいております。我々の事業に関しても御説明の上で、先方からは風車等々の景観によって、世界ジオパークを目指す上で景観が直接支障になることはないであろうといった口頭での回答はいただいております。ただ、直接的にはないにしても、何かしらの影響が今後出てくる可能性もあるので、そちらに関しては引き続き情報共有しながら進めていきたいと考えております。

○顧問 秋吉台辺りは結構広い景観なので眺望点はたくさんあると思うのですけれども、それに関しては、この調査点で十分というようなことでしたでしょうか。

○事業者 十分と考えております。

○顧問 分かりました。

○顧問　よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○顧問　ちょっと指摘するのを忘れていたのと、ほかの水関係の先生からも指摘がなかったのですが、方法書の水質の調査地点を見ると349ページかな。風車を設置しないけれども、事業改変区域になっている緑の枠のエリアがあるのですが、ここは道路の拡張等をするのであれば、そこから出る排水の調査は必要なので、地図の北側のW4よりも下流側の地点にも調査点が必要だと思いますし、南のW8よりも下流にも必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者　今後道路の拡幅の対象場所や拡幅の程度、工法が決まっていまして、そこで実際土地の改変など濁水の発生することが考えられるのであれば、より下流側の河川での調査地点の設置というものも検討してまいりたいと考えております。

○顧問　分かりました。

○顧問　水関係の先生、どうぞ。

○顧問　今顧問の方からお話がありましたけれども、お二人の顧問、それから私の方で3点、29ページの方でそれぞれ質問させていただいておりますが、私の方からは、弁天池の湧水を調査に加えられたというのはいいことだと思いました。結構場所は離れているのですが非常に有名なところなので、正直言って定量的な評価というのは難しいかもしれないけれども、定性的にどのように評価されるのかは非常に興味を持って見ております。

それに関連して1つ質問なのですが、この別府弁天池の水質等についてどこかが継続的に測られている。あるいは、その資料があるのでしょうか。これは質問です。

○事業者　弁天池湧水そのものではないのですが、美祢市が弁天池近傍の恐らく井戸だと思うのですが、井戸を上水の水源としておりまして、その上水水源に対する年次の調査結果というものは存在していて、公開もされております。

○顧問　分かりました。何かそういうものもまとめておくと後々役に立ちそうな気がします。

○事業者　現地特性の整理として、準備書では整理したものをお示ししようと考えております。

○顧問　よろしくお願いします。

○顧問　はい、どうぞ。

○顧問　先ほどの顧問の質問の関連でお聞きしたいのですが、この対象事業実施区域周

辺にはあと集水域の中に2つ湧水地点があります。弁天池ほど有名ではないのかも分かりませんが、この湧水地点、半田弁天と焼野河内については何か調査・監視されるという計画はあるのでしょうか。

○事業者 半田弁天と焼野河内といいますけれども、この2つについては、ちょっと今地元の利用状況等含めて実態把握をしながら検討しております。あと地元の要望等も今伺っているところでございます。

○顧問 分かりました。補足説明資料2.4のほかの顧問の質問に対するお答えの中で、この周辺住民と観光客が現地で水をくむなどして少量の飲用に利用されているという記載がありました。

私の意見としては、水質調査地点に選ぶほどのことはないかもしれませんが、湧水の流出量や水質への影響といったところを工事の前、工事中等について監視されておいた方がよろしいのではないかと思います。

○事業者 御助言、ありがとうございます。地元の御懸念に対しては答えていく必要があると考えておりますので、これについてもなるべくできることをやっていきたいと考えております。

○顧問 よろしいですか。私からQ3.12。先だっても、いであのギルド関係の予測評価の考え方について、まだ明確ではないところがあるのですが、Q3.12の二次回答のところ、33ページです。私の二次質問というか、生息密度の変化をどう考えますかということに対して、衝突リスクの話を回答で出されていますけれども、ポイントがずれていると考えます。生息密度の変化といっているのは、風車ができることによって離隔距離との関係もあると思いますけれども、そもそも対象とする鳥群集の生息密度は変わる可能性があるのではないのかと。それをどう予測評価するのですかということをお聞きしているのですが、多分今の段階では予測評価できないのではないかと。生息密度というのをパラメータに取っていますが、現状は生息密度のデータを出せますけれども、風車ができることで、風車周りでどう変化するかというデータは取られていないので、これは事後調査をしない限りは何とも言えないことになる。準備書の段階では現況としてのデータは出せるけれども、事後調査で環境監視なり、モニタリングなりして、影響がどの程度の範囲まで及んでいるかということを具体的に出してやらないと答えは出せないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○事業者 いであの大阪の方からお答えします。生息密度につきましてはポイントセン

サス等で得られたデータですとか、あとはテリトリーマッピング等で得られたデータを基に算出したしまして、テリトリーマッピング等の結果が対象となる鳥類の一般的な生態、例えば草地に生息する鳥なのか、樹林に生息する鳥なのかといったところで事業によって環境がどのように変化して、そういったところに生息する鳥類がどのように変化するかを準備書の段階では整理して、事業影響を予測していくように考えています。ただ、おっしゃるとおり、どうしても不確実性が残ることは考えられますので、必要に応じて事後調査は検討していく必要があるというのは、おっしゃるとおりだと思っています。

○顧問 どのように予測評価するか、準備書の段階でしっかりと記載をしていただきたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、造成関係の先生。

○顧問 質問1というか、指摘1をさせていただいて、1ページ、それから図1.1等、風力発電機の配置計画案、概略設計をいただきました。大変興味深い資料なのですが、今後とも風力発電事業をされると思うので、方法書の段階で非公開でもいいので、このレベルの情報は少なくとも言われる前に出してほしいということです。さっきほかの先生もおっしゃいましたけれども、改めてお願いします。そうすると、こういう恥ずかしい指摘をしないでも済むと思います。

もう1つは、方法書の16ページで、残土は現時点では場外への搬出は想定していないとあるのですけれども、簡単に書いてありますが、この地形と概略設計を見ると、場外搬出しないで済むとはとても思えないです。方法書の段階で残土を外に出すことが想定されていなくて、準備書の段階でいきなり何十万 m^3 の残土が出るというのがほかの案件でもかなりあるのです。

そして、その環境影響評価については、残土は場外に搬出する業者によって適切に処理されるというようにあるのですよね。そうすると結局、場外自由処分みたいな形になって、アセスの範疇に入らない形で評価がされないまま終わってしまう事例があるので。例えばコンクリートの搬入とか、風車の搬入とか、工事車両等、搬入については非常に細かく積み上げて環境影響評価をしているにもかかわらず、何十万 m^3 の残土が場外に出ることについては、ノーチェックになりかねないということです。それは方法書の段階で、残土が出ないという前提で調査を進めているからだと思うのです。こういう敷地の状態とか計画を見て、本当にこの中で、切り盛りゼロでいけるのかどうかということについて、もうちょっと真面目に考えてほしいと思うのです。昨今のいろいろな災害

のこともありますし、それで伺いたいのは、この事業で今切土、盛土の量は幾つぐらいのオーダーで概略を検討されていますでしょうか。

○事業者 回答ですけれども、まだ配置がやっと出たところで、切り盛りの量に関しては、これから検討を進めていく段階でございます。

○顧問 その場合、残土処分について、例えば工事車両の影響等も漏れないように計上してほしいと思います。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 それと、これは附帯的なつまらない質問なのですが、補足説明資料の6ページを見ると、住友大阪セメントベルトコンベヤーという非常に長い施設が横断しているのですが、これはどのような施設なのか。

○事業者 どのような施設かと申しますと地上をかなりの距離走っている、全体を囲ったコンベヤーになっております。

○事業者 我々が想定している事業エリアにおいては地中に入っているような状態です。

○顧問 では、いろいろな風力発電の施設とは競合しないということですね。

○事業者 はい。

○顧問 あとその上の5ページの図で天井山とか、あるいは大滝とかに三角点があるのですが、これは移設するのですか。

○事業者 こちらについては今後の協議になろうかと思います。案件によっては移設などであったり、撤去であったり行った案件もございます。こちらについては今後の協議次第になるかと思います。

○顧問 分かりました。細かい質問ですみません。

○顧問 先生方で特に御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、締めさせていただきます。準備書でしっかりと詰めた結果を出していただきたい。計画も詰めていただきたいと思います。では、事務局にお返しします。

○経済産業省 先生方、ありがとうございました。事業者におかれましては、本日の顧問の御意見を踏まえまして準備書の方に進んでいただければと思います。

それでは、これをもちまして天井山風力発電事業方法書の審議の方を終わらせていただきたいと思います。

(3) 株式会社イメージワン「(仮称) 会津若松みなと風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福島県知事意見＞

○顧問　それでは、本日、3件目でございますが、イメージワンの会津若松みなと風力発電事業方法書について、コンサルは日本気象協会、議論を始めたいと思います。

口火を切らせていただきますが、補足説明資料のQ3とかQ4ということで、概略のアクセス道路の図面を出していただきまして、ありがとうございました。これで大分様子が分かってきます。騒音関係の先生の御意見もあるかと思います。伐採がある程度あるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事業者　伐採量という量的な御質問でしょうか。

○顧問　量も含めて、後でもちょっと関係しますけれども全体の規模が小さいから云々という話ではなくて、対象事業実施区域に比べて改変区域、道路がなければ伐採をしない限りは多分アクセスできないと思いますので、改変量は大きいのではないかと。

○事業者　取付道路と、あと風車のヤード部分は伐採が必要になると計画しておりますけれども、今会津若松市の公園を管理されているところと協議中であるのですけれども、公園内の通路を一部使わせていただくことも計画はしておりますので、できるだけ対象の改変のみで行うように計画をしております。

○顧問　できるだけ改変量が少なくなるようにお願いします。

○事業者　はい。

○顧問　先生方、よろしいでしょうか。Q10で近隣に電波塔がありますよね。質問自体は電波情報云々ということを書いています、項目選定として電波障害は考えなくてよろしいのですか。その他の環境ということで、その他の項目で。

○事業者　項目選定については今現在検討中でございますけれども、実際には当然電波塔の障害にならないように配置等、今現在検討している段階でございます。

○顧問　そうでしょうけれども項目として、きちんと影響が出ませんよというのが必要ではないかと思います。

○事業者　最終的には、準備書段階ではそのような項目立てでやっていく予定です。

○顧問　了解です。よろしくお願いします。動物関係の先生、手が挙がっていますが。

○顧問　補足説明資料26、27で31ページですけれども、今回の対象事業実施区域のすぐ南の方に既設の風車があるということで、せっかくだから既設の風車の方でも同じような調査をしてはいかがかという質問をしたのですけれども、事業者が違うので柵があっ

たりして、ちょっとできそうにないということなのです。既設風車の会津若松ウィンドファームというところの事後調査報告書がネットに上げられていましたけれども、それらは参考にされていますでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。ネットに上がっている事後調査報告書についても、そこらは閲覧して参考にしております。

○顧問 すぐ近くの既設風車で事後調査報告。猛禽類の営巣とか、事後の営巣状況とか、それからバードストライクに関して事後調査を行っていて、これは非常に参考になると思うのです。

ただ、問題は、確かに希少猛禽類の営巣とかバードストライクの結果は出ているのですが、そこに至る、いわゆるコウモリが近づかなくなったからぶつからなくなったのか、それともコウモリが周りをよく飛んでいるのだけれどもぶつからないのかというのは、事後調査では出ていませんので、やはり既設風車の近くで今回の対象事業実施区域とどう違うかとか、そういったものを調べることによって、より適切な予測評価ができるのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。御指摘の点ですが、本当にそのとおりだと思うのですが、一方で、補足説明資料で御回答させていただいたとおり、近くまで立ち入っての調査がなかなか難しそうな面もあるのが正直なところです。今後他事業者とも調整させていただいて、可能であれば近くで調査したいと考えていますが、難しい場合は近くの公道付近ですとか、なるべく近い場所での調査についても検討していきたいと思っております。

○顧問 よろしく願います。

○顧問 生物関係の先生、願います。

○顧問 ちょっと事前の質問を出していなかったのですけれども、動物に関連するところで少しお聞きしたいことがございます。方法書の方になるのですけれども、354ページ辺りに、恐らく動物の方の重要種の予測評価で採餌環境の改変というのをMaxentを使って、特に鳥類について見ると、確認地だけではなくて環境を見ていただくというのは非常に重要なことだと思うのです。重要種になってくると確認数が多いものはいいですが、少ないものだとたまたま林床の林の見えないところで餌を食べていて、ちょっと開けたところに出てきて餌をくわえていたのが観察された。そんなにデータ数が多くないとなると、それがすごいバイアスになってしまうと思うのですよね。その辺りのところで、例えばどのくらいのデータ数が取れたらこういった解析をするのかとか、採餌

行動をどのように定義するのか。その辺のところは何か事前の解析の際に考慮されているのかどうかを、まず1点伺いたいのです。

○事業者 日本気象協会です。今時点でデータ量とか、それも含めてまだ検討は十分していないところですが、一方で確におっしゃるとおり、データ数が少ないとちゃんとした解析ができない面もありますので、対象事業実施区域内で今回の事業に関連する重要な種で、かつデータがより多く取れたものについては、こういったポテンシャルマップなども作成して影響を検討していければと考えています。ちょっと中途半端な回答になってしまって申し訳ありませんが、以上です。

○顧問 環境も含めて、こういった観点で影響予測していただくのは重要だと思うのですが、以前に植物の方で河川沿いに出てくるものが、たまたま林道の開けたところに出てきていたものが尾根の方に多い結果になっていたり、これも数が非常に少なかったもので、そういった結果が出てしまっているようなこともあったかと思うので、ちょっとその辺は注意して解析を行っていただきたいと思います。

それからついでもう1点なのですが、生態系のカラ類の方の調査で今日のほかの事業者、やはりカラ類を選定されていて、こちらは植物の種子の方も調べていただくようなのですが、この辺、繁殖期に絞っているのかどうか。1年を通じてやると植物の方の餌資源も重要になってくるのではないかと思うのですが、その辺はどのように考えられておりますでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。今餌資源に関しては基本的に繁殖期だけではなくて、非繁殖期も調査しようと考えています。その中で今植物に関しては対象にしていなくて、基本的には動物質のものを調査対象にしようと考えています。実際現場の状況ですとか、そういったものも含めて植物質も重要であるようであれば、追加的に調査することも考えていきたいと思っています。

○顧問 対象となっている種がこういったものがメインで出てくるかにもよるでしょうけれども、特にカラによっては種子との相互作用も生態系という視点から非常に重要になってくると思いますので、場合によっては御検討いただいた方がいいかと思います。よろしくお願いいたします。

○顧問 よろしいですか。水産関係の先生。

○顧問 水質の調査点の拡大図を示していただきまして、ありがとうございます。これでちょっと質問なのですが、要するに地図に水の流れが描かれていないところが水道の

取水点となっているのですけれども、どういうところで、どのように調査されるのか、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

○事業者 地図には水が流れていないような形で描かれておりますけれども、実際現地で水の流れというのは確認しております。周辺の、特に猪苗代湖については山から水が下りてきたところで、その後すぐ用水路網に入ってしまう。そういうことから山の端のところを全て調査して、流水があるところについて調査地点としております。

○顧問 いずれも、そういうことなのですね。

○事業者 そのとおりです。

○顧問 丸で囲っている辺りに水が流れているということですね。

○事業者 そのとおりです。

○顧問 はい、分かりました。

○顧問 よろしいですか。水関係の先生、お願いします。

○顧問 先生の御質問に関連するのですけれども、周辺にかなりため池が多いということで、先生の御意見の中でも、ため池を含めた調査地点をとというのが入っていたかと思えます。22番ですね。

私の方から追加のお願いなのですが、環境影響評価という観点からは必ずしも一致しないというか、外れる可能性がありますけれども、昨今ため池の管理が非常に悪くて、ちょっとした出水でため池が壊れて大きな被害が出てくるようなところが、いろいろな事例が出てきております。もし、ため池の調査地点を加えられる可能性があるのであれば、現地を踏査されるときに、その管理がどのようになされているのか。それを確かめて把握しておいていただきたいと思います。例えば、写真等でデータ、あるいは記録を保管しておくようなことをあらかじめしておいた上で調査地点を選定して、それが適切に管理されているのかどうか。特に構造上の問題がないのかどうかというところを、併せて確認をしていただければと思います。私からのお願いは以上です。

○事業者 ため池等については、現地に行ったときにその辺の写真撮影とかはやっていく。ただ、現場でどのような管理をされているかというのは、実際に現地の人間でないとなんか分からないと思いますので、可能な限り調査等はしたいと思っています。

○顧問 必ずしも管理は誰がしているかというのは分からないケースが多いと思うのです。そのときに、ため池が破堤してしまうような問題が生じたときに、この事業とは関係がないところを示す上で、あらかじめいろいろな資料として保管しておくのが必要に

なってくるのではないかと思います。

○事業者 御指摘、どうもありがとうございます。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○顧問 1点確認なのですが、先ほどの先生の御質問と関連して、水質調査地点には流水があるということなのですが、魚類の調査についてQ25でお伺いしておりますが、全て止水の地点で魚類相を調べられるということで、水質調査地点、水流はあるけれども、魚がすめるようなほどの水流はないというような理解でよろしいでしょうか。

○事業者 私、直接現場へ行って確かめておりますけれども、本当の小川のような状態で、魚がいるような川ではないと思います。

○顧問 はい、分かりました。

○顧問 大気関係の先生、よろしいですか。

○顧問 それでは、県知事意見の方で、2番に大気環境についてということで適切な環境保全措置を検討し、その内容を準備書に具体的に記載することという意見がついています。大気質は項目選定しませんので、環境保全措置はそのままと書く場所がないのですが、時々言っていますけれども第2章の工事のところに環境保全措置について、それに準じた内容を記載していただけると分かりやすくなるかと思いますので、よろしくをお願いします。

○事業者 御教示、ありがとうございます。

○顧問 私からちょっと2点ほど、1つはQ18で放射線の量の項目選定について、代表地点での調査をやりますという回答なのです。具体的にどこでやるのかは回答されていないのでちょっとよく分からないのですが、どこでやろうとされていますか。

○事業者 具体的にはまだ決めているわけではないのですが、6ページ、放射線の量についてという県知事意見が出ております。ここでは発電機設置想定範囲や資材搬入用道路等の複数地点において放射線量の測定を実施して、施工上の安全を確認というような内容で県知事意見をいただいておりますので、実際には発電機の設置想定範囲、あるいは資材搬入路、取付道路の代表点で放射線量を測ることを考えております。

○顧問 基本的にそれでよろしいかと思いますが、搬入路の方は改変区域の代表的な地点でもいいかもしれませんが、最終的に決まったら風車の設置位置を基本的に調査するようにしておいた方がよろしいかと思います。

○事業者 御意見、ありがとうございます。そのようにいたします。

○顧問 それからQ24、定量性ということに対して定性的にという回答の仮定なのです。

事業者の見解の①の方ですが、確かに5基なので規模的にはそんなに大きな案件ではないというのはよく分かりますが、法アセスとしてはできるだけ定量的な評価をするようにということになっていますので、5基であろうと何基であろうと基本的に法アセス対象というレベルであれば、定量的な評価をできるだけ心がけていただきたいというお願いです。よろしいでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。御指摘の点、了解しました。複数のデータセットになるように調査したいと思います。

○顧問 それからQ35、ついでで恐縮です。最後のページだと思います。クマタカの予測フロー図で飛翔頻度が落ちる可能性があることについて、それを考慮した予測評価をお願いしますということに対して、具体的なデータがないのでということになっています。現況ではデータは出せないと思いますので、事後調査でこういったことを確認する必要性が出てくる可能性がありますので、この辺は念頭に置いておいていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。御指摘の点、了解しました。一方、ここは近くに既設の風力発電所もあるので、そこら辺の飛翔の状況などももし取れれば、それを参考に予測していくことも考えられるかと今聞いていて思いましたので、そういったことも含めて準備書で検討していきたいと思います。

○顧問 場合によったら、既設のところの飛翔頻度は低いかもしれない。その辺ちょっと注意してみてください。そのほか、よろしいですか。騒音関係の先生、お願いします。

○顧問 補足説明資料の7番で、6ページに地図があるのですけれども、暫定版とはいえ生コン工場の候補地点を挙げていただきまして、ありがとうございます。2か所挙げていただいていますけれども、かなり遠いところだと思って見ていました。コンクリートが固まってしまうことはないでしょうけれども、かなり遠いと思っています。

それで対象事業実施区域に道路から入っていくところで2か所、沿道騒音の調査地点があります。一般県道374号線で東側と西側に1点ずつ設けられていました。東側の生コン工場からやってくるのは、国道49号と294号を通して最短距離でやってくるのでしょうか。西側の生コン工場からやってくるとすると2つのルートが描かれていて、北側を通して対象事業実施区域の東側から入るルートと、それから南下をして対象事業実施区域の西側から入るルートと2つあるということなのでしょうけれども、西側から

入る場合、結構山越えのコースになるのかとちょっと想像しています。こちらの方が不利であれば北側のルートを通って、一般国道294号を通って現地の方に入っていくのが素直かと思っています。その際、西側の沿道調査地点は多分要らないのかと思いましたけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○事業者　今のところまだ可能性として残っているということで、西側の沿道調査地点はまだ残しております。事業者としては、まだ可能性として西側ルートを残しているということでございます。

○顧問　結構山越えなのだと思いますけれども、やはりそうなのですか。道路がものすごくぐちゃぐちゃとしていますけれども、こちらはどのようなのですか。

○事業者　イメージワンです。おっしゃるとおり、かなり山となっていて、入り組んだ道路を上っていくような形になるかと思います。

○顧問　分かりました。あともう1点なのですけれども、騒音、振動について知事意見として結構多数言及していると思っています。それで対象事業実施区域境界から0.5km程度のところに住宅が位置することと、それから日中、夜間の運転制限とか、周辺住宅の二重窓化の措置を検討なさいというように書いてあるのですけれども、これを読むと、この地域では風力発電関係の騒音にかなりいろいろな苦情であるとか、意見があるのかと思いました。

その一方、住民意見ですか。それをちょっと見させていただきますと、コウモリのこととは書いてあったけれども、余り騒音のことについては住民意見にはなかったので、おやっと思っています。これはどのようなのでしょうか。事実上この地域で既設の風車がたくさんあるようですけれども、苦情であったり、そういう問題が発生しているということなののでしょうか。

○事業者　地元の方と今後もいろいろ協議を重ねていきまして、そういった問題点がある場合には解決をしていきたいと思っていますけれども、現状として騒音の問題等出ていることは今のところありません。

○顧問　分かりました。では、そういうことなのですね。知事意見がかなり騒音に言及されていたので、ここは問題が発生しているのだと思いましたけれども、事実上そういう問題は余りなさそうだというように解釈していいということですね。了解しました。

○顧問　ほか御意見、よろしいですか。特にございませんでしょうか。よろしければ締めさせていただきますと思います。それでは、事務局にお返しします。

○経済産業省 顧問の皆様、どうもありがとうございました。今いただいた御意見等につきましては、事業者で準備書の方に是非生かしていただければと思います。

○顧問 私、1つ言うのを忘れていました。ちょっと後づけで申し訳ありません。

ちょっと注意しておいていただきたいのは、この事業計画地点のすぐ隣に既設がありますよね。既設のさらに南側に増設が予定されています。さらに南下すると多分電源開発の既設の風車ではないかと思うのですが、既設がありますのでずっと尾根筋というのですか。南北に風車群ができることによって鳥類の飛翔ルートはどうなるのかというのは、ちょっと注意して調査を実施していただきたいと思います。コメントです。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 よろしいでしょうか。では、事務局、お返しします。

○経済産業省 では、事業者の方、今のコメントも含めて御検討いただければと思います。

それでは、本日、これにて（仮称）福井藤倉山風力発電事業方法書、それから天井山風力発電事業（仮称）方法書、それから（仮称）会津若松みなと風力発電事業方法書の審議を終わらせていただきたいと思います。

本日は長い時間、どうもありがとうございました。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486